

随意契約理由書

件名	(主)明石神戸宝塚線(カーブNo.56近傍)緊急復旧工事
契約の相手方	蔭山建設(株)
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当
随意契約の理由	
<p>令和元年7月5日、道路面深さ2m程度のポットホールが発生した。路面下には古い横断管があるが、その横断管の側壁が崩壊しており、そこから吸出しを受けたものと思われる。現状は、片側車線が通行不能な状態であるが、吸出しが続けば今後さらなる被害の拡大が懸念される。</p> <p>主要路線であるため、緊急に復旧を図り、交通解放する必要がある。</p> <p>上記業者は、今回被災箇所の明石神戸宝塚線において、側溝整備工事等の水路工事に関して豊富な施工経験があり、現場周辺の状況を熟知しており、資機材の調達など臨機な対応ができ、緊急かつ確実な施工が期待できることから選定した。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局東部建設事務所 (電話番号 078-854-2191)